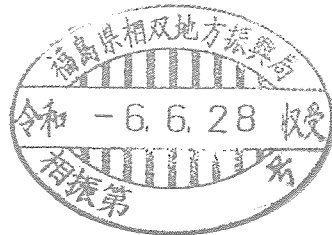


産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6 年 6 月 21 日

福島県知事 殿



提出者

住所 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号

氏名 東北電力ネットワーク株式会社

総務部長 浅黄 真孝

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 022-799-3105

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	①東北電力ネットワーク株式会社 白河電柱置場 ②東北電力ネットワーク株式会社 会津若松電柱置場 ③東北電力ネットワーク株式会社 相双電柱置場 ④東北電力ネットワーク株式会社 大熊町第一保管所 ⑤東北電力ネットワーク株式会社 長泥仮置場
事業場の所在地	①福島県白河市北真舟5-1 ②福島県会津若松市町北町大字藤室字横道115-1 ③福島県南相馬市原町区錦町二丁目2 ④福島県双葉郡大熊町熊川字古館地内 ⑤福島県相馬郡飯館村大字長泥字長泥495
事業の種類	電気業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

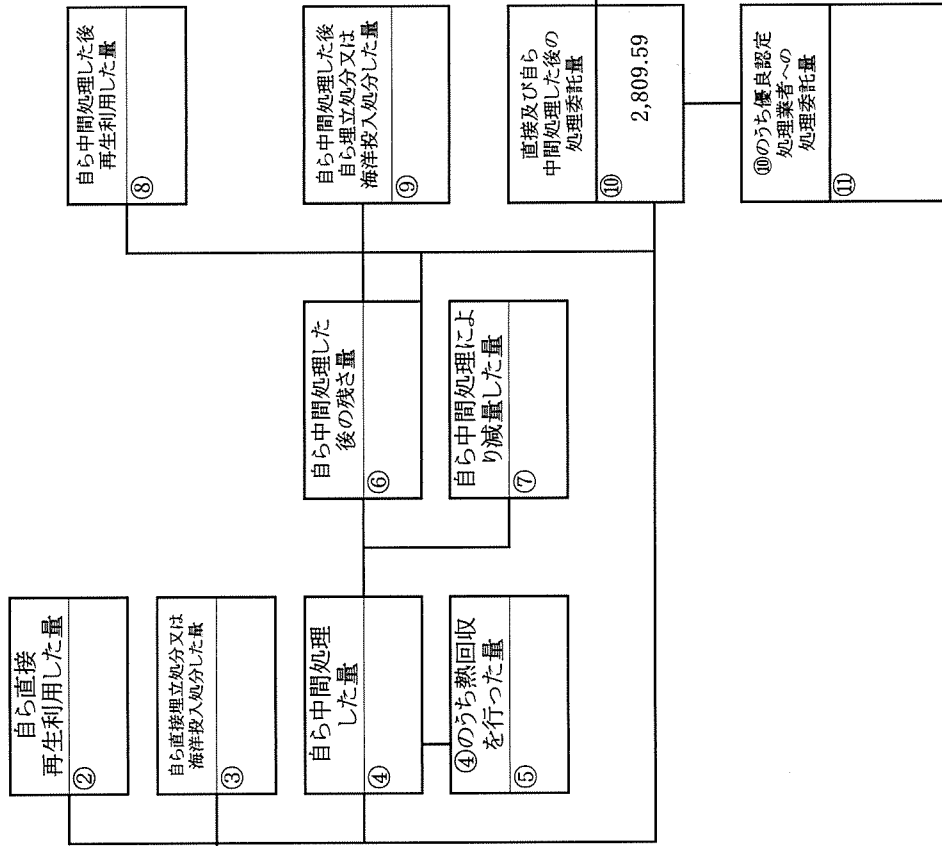
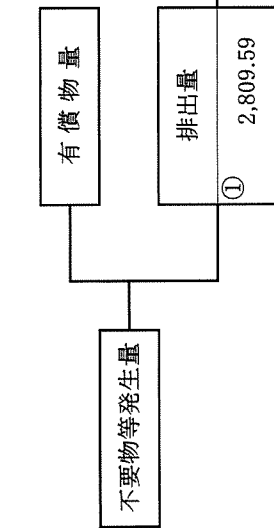
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,412.00 t	全処理委託量	2,412.00 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	2,412.00 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

※事務処理欄

(産業廃棄物の種類： がれき類)

計画の実施状況



項目	実績値
① 排出量	2,809.59
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	2,809.59
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ 再生利用業者への処理委託量	2,809.59
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

⑩のうち再生利用業者への処理委託量
⑫ 2,809.59

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑬

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
⑭

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量
⑪

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
⑩ 2,809.59

自ら中間処理した後に埋立処分又は海洋投入処分した量
⑨

自ら中間処理した後に再生利用した量
⑧

自ら中間処理した後の残さ量
⑥

自ら中間処理により減量した量
⑦

自ら中間処理した量
④

④のうち熱回収を行った量
⑤

自ら直接再生利用した量
②

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
③

有償物量

排出量
① 2,809.59

不要物等発生量

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

6年7月20日（土）18時30分

夏の防犯パトロール出発式あいさつ要旨

本日は大変お忙しい中、御参加を賜り、誠にありがとうございます。
防犯・交通担当の緒方です。

子供たちの夏休みに関連し、「令和6年度県青少年健全育成県民総ぐるみ運動」が、7月1日から8月31日の期間で行われております。

これに伴い、北信地区防犯会長から瀬戸会長に「防犯パトロール」実施の依頼がありました。

このため、青少年のたまり場への巡回補導、危険箇所点検、一声あいさつ等を推進すべく、本日の運びとなりましたが、重点は、これまで同様、防犯灯と危険箇所の点検です。

防犯灯の不具合があれば、パトロール終了後、電柱に表示された「7-1234」のナンバーを私の方まで御教示いただきたいと思います。

なお、7月16日から25日までは夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動も行われております。

皆様が相互に声を掛け合い、交通事故に注意なされ、熱中症等にも配意の上、無事にお戻りになられ、所期の目的を達成されますようよろしくお願いいたします。

